

特 定 口 座 約 款

第 1 章 総則

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が京都中央信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容及権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。

第 2 章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について

2. 特定口座開設届出書等の提出

- (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合には、氏名、住所および生年月日）等の確認を行います。
- (2) 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。ただし、租税特別措置法その他関係法令に規定する課税未成年者口座専用の特定口座である場合を除きます。
- (3) 申込者が特定口座内の上場株式等（租税特別措置法で規定する「特定口座内保管上場株式等」のうち当金庫が取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、あらかじめ、当金庫に対し特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内の上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。年の最初に上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (4) 申込者が当金庫に対して租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等（当金庫が取り扱う投資信託の分配金および特定公社債の利子に限り、以下同じ。）を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、年の最初に上場株式等の配当等の支払が確定した日以後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

3. 特定保管勘定における振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

4. 所得金額の計算

当金庫は、特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲

当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上場株式等のみを受け入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受け入れられている上場株式等の全部または一部を所定の方法により当金庫の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ③ 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ④ 上記①から③のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている上場株式等のうち、当金庫が取り扱う上場株式等について、法令の定めにより受け入れるもの。

6. 特定口座を通じた取引

申込者が当金庫との間で行う、上記 5. の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

7. 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡の方法は、当金庫に対する譲渡、または租税特別措置法その他関係法令の規定により譲渡とみなされる方法を含むものとします。

8. 源泉徴収等

- (1) 当金庫は、申込者より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき源泉徴収・特別徴収または還付を行います。
- (2) 上記(1)の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・特別徴収または還付については当金庫所定の方法で行います。

9. 特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知

申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

10. 上場株式等の移管

当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座において保管の委託等がされている上場株式等を当

金庫に開設されている特定口座に上記 5. ②に規定する移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 1. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当金庫は、上記 5. ③に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 2. 年間取引報告書の送付

- (1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに 1 通を申込者に交付し、1 通を税務署に提出します。なお、下記 1 8. に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに交付および提出を行います。
- (2) 上記(1)にかかわらず、その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付は省略できるものとします。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。

第 3 章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式配当等受領委任契約）について

1 3. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

- (1) 当金庫は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、投資信託の分配金に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている投資信託に係るものに限り、）および特定公社債の利子（特定保管勘定で管理されている特定公社債に係る利子に限り、）で、当金庫により所得税等が徴収されるべきもののみを受け入れます。
- (2) 当金庫が支払の取扱いをする上記(1)の投資信託の分配金および特定公社債の利子のうち、当金庫が当該投資信託の分配金および特定公社債の利子をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

1 4. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

- (1) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して上記 2. (3)の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。
- (2) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。なお、申込者が当金庫に対して特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合は、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

1 5. 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

1 6. 所得金額等の計算

当金庫は、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

第 4 章 雑則

1 7. 届出事項の変更

特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項、または特定口座を開設する当金庫の営業所に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく特定口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。

1 8. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

1 9. 免責事項

申込者が上記 1 7. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めにやらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

2 0. 直轄

本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意します。

2 1. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

京都中信アプリからの投信取引口座開設に関する特約事項

1. 特約の適用範囲等

- (1) 本特約は、お客さまが「京都中信アプリ」（以下「アプリ」）といいます。）から開設した京都中央信用金庫（以下「当金庫」といいます。）の投信取引口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」「京都中央信用金庫投信取引約款」「自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）」「中信の投信自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」「振替決済取引に関する契約締結時交付書面」「特定口座約款」「京都中央信用金庫非課税口座約款」「中信 投信インターネットサービス取扱規定」「電子交付サービス取扱規定」（以下「各種投資信託規定」といいます。）の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、本特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に従います。

2. お申込みの条件

- (1) 個人番号カードをお持ちで日本国内に居住し、日本国籍を有する18歳以上75歳未満の個人のお客さまがアプリから投信取引口座の開設をお申込みいただけます。ただし、次の各号に該当する方はアプリからはお申込みいただけません。
 - ①当金庫に普通預金口座をお持ちでない方
 - ②個人番号カードに記載の住所・氏名が現在の住所・氏名および届出のあった住所・氏名と異なる方
 - ③個人番号カードの有効期限が切れている方
 - ④事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義等）
 - ⑤成年後見制度をご利用の方
 - ⑥日本国外に居住されている方
 - ⑦税務上の居住地が日本のみでない方
 - ⑧米国人等に該当する方（米国市民（米国籍保有者）、米国永住権保有者、米国居住者）
 - ⑨外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族
- (2) 「中信 投信インターネットサービス」が同時申込みとなります。
- (3) 当金庫の総合的な判断により、投信取引口座の開設をお断りさせていただく場合があります。

3. 口座の利用開始

- (1) アプリからお申込みされた当金庫の投信取引口座は、当金庫で投信取引口座の開設手続きが完了してから利用できます。
- (2) 投信取引口座の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出メールアドレスへ「投資信託 口座開設結果のお知らせ」を送信いたします。
- (3) 非課税口座（NISA 口座）の開設手続きが完了しますと、お客さまの届出住所へ郵便にて「非課税口座開設承認のお知らせ」または「非課税口座開設確認結果のお知らせ」を送付いたします。なお、こちらの送付はアプリから非課税口座（NISA 口座）の開設をお申し込みいただいた後、3～4週間を要します。

4. 口座開設の取り消し・解約等

- (1) 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
- ①お客さまが存在しないことが明らかになった場合、また投信取引口座がお客さまの意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②投信取引口座のお客さまが京都中央信用金庫投信取引約款第55条(3)各号および(4)各号のいずれかに該当した場合
 - ③投信取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 投信取引口座が相当の期間、投信取引口座のお客さまによる利用がない場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (3) 前2項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく投信取引口座の投資信託取引を停止し、または投信取引口座を解約することができるものとします。
- ①本規定その他当金庫が定める各取引にかかる規定に違反した場合
 - ②当金庫に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合
 - ③住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合
 - ④支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤前各号のほか、当金庫が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (4) 前3項に基づき行った投信取引口座の投資信託取引の停止、投信取引口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当金庫に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとします。

5. 通知等

届出のあったメールアドレス、住所、氏名にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. 本特約の内容変更等

- (1) 本特約の項目は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページでの公表等適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2025年4月1日現在)